



宮 崎 県 公 報

令和4年2月10日(木曜日) 第 279 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“ ”) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の名称の変更……………(“ ”) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称

頁

- の変更……………(障がい福祉課) 1
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 1
- 公有水面埋立ての竣功認可……………(港湾課) 2
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 3
- 県営土地改良事業計画の変更(2件)……………(“ ”) 4
- 都市計画の変更の案の縦覧(6件)……………(都市計画課) 4

告 示

宮崎県告示第93号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
スバル薬局	日向市	薬局	令和4年2月1日
有限会社やました薬局	都農町	薬局	令和4年2月1日

宮崎県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
よつば加納クリニック	宮崎市	精神通院医療	令和4年2月1日
スバル薬局	日向市	薬局	令和4年2月1日

宮崎県告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届

出があった。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
さくら薬局 日南吾田東店	日南市	ほしくら薬局	さくら薬局 日南吾田東店	令和4年1月5日
さくら薬局 日南園田店	日南市	ゆうあい薬局	さくら薬局 日南園田店	令和4年1月5日

宮崎県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
さくら薬局 島之内店	宮崎市	島之内薬局	さくら薬局 島之内店	令和4年1月5日
さくら薬局 宮崎大塚店	宮崎市	三愛薬局	さくら薬局 宮崎大塚店	令和4年1月5日
さくら薬局 日南吾田東店	日南市	ほしくら薬局	さくら薬局 日南吾田東店	令和4年1月5日
さくら薬局 日南園田店	日南市	ゆうあい薬局	さくら薬局 日南園田店	令和4年1月5日

宮崎県告示第97号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 2 月 10 日から同年同月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字石河 内尾鈴国 有林 226林班 は小班から 同郡同町同 大字尾鈴国 有林 226林 班は小班ま で	旧	8.1～ 47.2	51.5
				新	7.4～ 31.4	51.5

宮崎県告示第98号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 2 月 10 日から同年同月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 566 番 172地先 から同市同 町下鹿川同 字申 566番 92地先まで	旧	4.5～ 12.2	136.0
				新	4.5～ 14.3	136.0

宮崎県告示第99号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 2 月 10 日から同年同月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	東臼杵郡門 川町大字加 草字加草口 482番2か ら同郡同町 同大字字深 迫 604番4 まで	旧	23.2～ 66.3	122.2
				新	17.1～ 53.0	122.2

宮崎県告示第 100号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 竣功認可年月日

令和 4 年 1 月 31 日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

宮崎県

宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県知事 河野 俊嗣

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎市港東 3 丁目 7 番地先

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置
①の地点	都市部官民境界基本三角点 L 7 - 1（北緯 31 度 54 分 45 秒、東経 131 度 27 分 32 秒「世界測地系」による。）から 85 度 15 分 58 秒 558.56m の地点
②の地点	①の地点から 101 度 58 分 33 秒 160.00m の地点
③の地点	②の地点から 191 度 58 分 40 秒 286.88m の地点
④の地点	③の地点から 282 度 38 分 29 秒 160.00m の地点

(3) 面積

45,752.03m²

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 2 年 2 月 19 日

シレイ 283 - 990

5 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市町村名

宮崎市

宮崎県告示第 101号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・5号昭通線
- 3 事業施行期間
令和4年2月10日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
宮崎県宮崎市永楽町
使用の部分
宮崎県宮崎市永楽町

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ニトリ小林店
小林市堤字金鳥居3064番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和3年10月25日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和4年2月10日から令和4年3月10日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス小林細野店
小林市細野字池ノ原1945番1、1945番2、1945番3、2000番1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和3年10月29日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年2月10日から令和4年3月10日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、宮原堰土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	佐藤 友一郎	延岡市北川町長井4009番地
理事	岩佐 正文	延岡市北川町長井1137番地2
理事	黒木 清旨	延岡市北川町長井 287番地8
理事	小田 匡将	延岡市北川町長井 326番地
理事	河野 公正	延岡市北川町長井4368番地
理事	小野 鉄行	延岡市北川町長井3984番地1
理事	黒田 博道	延岡市北川町長井5521番地
理事	木本 一男	延岡市北川町長井5565番地84
理事	黒田 又一	延岡市北川町長井5344番地
理事	戸上 誠一	延岡市北川町長井5268番地1
監事	岩佐 美基	延岡市北川町長井 386番地6
監事	萩野 良和	延岡市北川町長井3664番地
監事	甲斐 富雄	延岡市北川町長井5375番地

(任期:令和5年5月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	萩野 良和	延岡市北川町長井3664番地
理事	安藤 義信	延岡市北川町長井3369番地1
理事	向井 実	延岡市北川町長井3810番地
理事	鶴羽 豪之助	延岡市北川町長井1344番地

理 事	田 野 尚 利	延岡市北川町長井 524番地17
理 事	黒 木 善 久	延岡市北川町長井 231番地
理 事	戸 上 誠 一	延岡市北川町長井5268番地 1
理 事	黒 田 又 一	延岡市北川町長井5344番地
理 事	甲 斐 睦 章	延岡市北川町長井5412番地
理 事	木 本 一 男	延岡市北川町長井5565番地84
監 事	岩 佐 美 基	延岡市北川町長井 386番地 6
監 事	工 藤 友 幸	延岡市大武町 122番地
監 事	伊 藤 昇	延岡市北川町長井4406番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、後川内地区県営土地改良事業（高原町、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 2 月 10 日から令和 4 年 3 月 14 日まで

3 縦覧場所

高原町役場農畜産振興課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、大谷上池地区県営土地改良事業（国富町、ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 2 月 10 日から令和 4 年 3 月 14 日まで

3 縦覧場所

国富町役場農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類

中部圏域（宮崎広域都市計画、田野都市計画及び綾都市計画）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

宮崎広域都市計画区域に係る土地の区域

田野都市計画区域に係る土地の区域

綾都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課、国富町都市建設課及び綾町建設課

(2) 期間

令和 4 年 2 月 10 日から令和 4 年 2 月 24 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 4 年 2 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類

東臼杵・西臼杵圏域（日向延岡新産業都市計画及び高千穂都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

日向延岡新産業都市計画区域に係る土地の区域

高千穂都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県西臼杵支庁並びに延岡市都市建設

部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課及び高千穂町建設課

(2) 期間

令和4年2月10日から令和4年2月24日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

北諸県圏域(都城広域都市計画及び高崎都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

都城広域都市計画区域に係る土地の区域
高崎都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市土木部都市計画課、都城市山之口総合支所産業建設課、都城市高城総合支所産業建設課、都城市山田総合支所産業建設課、都城市高崎総合支所産業建設課及び三股町都市整備課

(2) 期間

令和4年2月10日から令和4年2月24日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

南那珂圏域(日南都市計画、南郷都市計画及び串間都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

日南都市計画区域に係る土地の区域
南郷都市計画区域に係る土地の区域
串間都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び宮崎県串間土木事務所並びに日南市総合戦略課、日南市南郷町地域振興センター及び串間市都市建設課

(2) 期間

令和4年2月10日から令和4年2月24日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用

する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

西諸県圏域(小林都市計画、えびの都市計画及び高原都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

小林都市計画区域に係る土地の区域
えびの都市計画区域に係る土地の区域
高原都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設部建設課、えびの市建設課及び高原町建設水道課

(2) 期間

令和4年2月10日から令和4年2月24日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和4年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

児湯圏域(西都都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、川南都市計画及び都農都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

西都都市計画区域に係る土地の区域
高鍋都市計画区域に係る土地の区域
新富都市計画区域に係る土地の区域
川南都市計画区域に係る土地の区域
都農都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所並びに西都市建設課、高鍋町建設管理課、新富町都市建設課、川南町建設課及び都農町建設課

(2) 期間

令和4年2月10日から令和4年2月24日まで

--	--